

群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会内規

平成26. 4. 1 制定

改正 令和 2. 4. 1 令和 4. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科教授会規程第6条の2第2項の規定に基づき、群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育学研究科長及び専門職学位課程長を補佐し、円滑に業務を遂行するため、教育学研究科専門職学位課程に関する重要事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専門職学位課程長
- (2) 教職リーダーコース長
- (3) 授業実践開発コース長
- (4) 特別支援教育実践開発コース長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、専門職学位課程長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 審議事項で投票を要するものは、第3条第2号から第4号までの投票権を持つ委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、教育学研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院教育学研究科委員会専門職学位課程運営委員会内規（平成20年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。